

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>二二〇番一地先まで</p>	<p>比企郡小川町大字小川字下廣地一一九四番一地先から</p>	<p>区間</p>
<p>一三・三二〇一四・九〇</p>	<p>一一・四九〇一四・八三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>九六・九五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路施行承認工事による。</p>		<p>備考</p>